

令和3年度青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について

青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進するため、県内全域において鹿児島県青少年保護育成条例に基づく立入調査及び実態把握を必要とする店舗の調査を実施した。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和3年7月～11月
※ 例年、夏の「郷土に学び・育む青少年運動」期間に合わせ集中的に調査を実施しているが、同期間中に鹿児島県内で新型コロナウイルス感染症の爆発的感染が相次いだため、一時中断し、10月より再開した。
- (2) 調査人員 延べ206人
〔内訳 県119人、警察36人、その他（市町村職員、少年補導センター職員等）51人〕
- (3) 調査日数 延べ62日
- (4) 調査店舗数（推移）

（単位：箇所）

店舗種別	H29	H30	R1	R2	R3
図書等取扱店（書店、コンビニ等）	554	507	398	488	369
古物商店（中古書籍販売店、リサイクル店）	61	73	61	51	48
がん具・刃物販売店	210	393	302	353	376
図書等自動販売機	16	17	17	18	10
映画館	3	4	2	3	4
ゲームセンター	11	8	10	9	5
インターネットカフェ	14	9	8	5	5
カラオケボックス	77	60	52	51	37
携帯ショップ等	—	—	157	104	98
合計	946	1,071	1,007	1,082	952

- ※ 県内にある店舗をピックアップして調査している。
※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を一時中断したため、調査店舗数が前年度と比べ減少している。

2 調査のポイント

- (1) 図書等取扱店（9条、10条）（書店、古書店、レンタルDVD、コンビニ、スーパー）
 - ・ 有害図書等と一般図書等の区分陳列（成人コーナーの有無）
 - ・ 青少年の有害図書等購入、閲覧等の禁止表示の有無（ステッカー等の貼付）
- (2) 質屋・古物商等（20条、21条）
 - ・ 青少年からの買受の制限（保護者の同意等がある場合を除く）
- (3) がん具刃物等販売店（12条）
 - ・ 青少年への販売の制限
- (4) 深夜営業の興行場等（7条）
 - ① ゲームセンター（コーナー）（風営法適用外）
 - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無
 - ② インターネットカフェ
 - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無
 - ・ フィルタリングの有無
 - ③ カラオケボックス
 - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無

(5) 携帯ショップ等 (26条, 26条の2)

- ・ 年齢確認
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書の保存（電子媒体可）の有無

3 主な調査結果

(1) 図書等取扱店 (9条, 10条) (書店, 古書店, レンタルDVD, コンビニ, スーパー)

- ・ 男性向け成人雑誌について, 6割から7割の店舗で適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
- ・ 女性向け成人雑誌について, 4割から5割の店舗で適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
- ・ 購入禁止表示ステッカーや区分陳列を要請するチラシを配布し, 成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示を要請した。

【令和3年度立入調査における成人向け雑誌の区分陳列・購入禁止表示状況】

調査店舗	男性向け雑誌			女性向け雑誌		
	取扱店舗 (a)	区分陳列 (b)	青少年購入等禁止表示 (c)	取扱店舗 (d)	区分陳列 (e)	青少年購入等禁止表示 (f)
369	197	69	67	36	20	20
	設置率 b/a	35.0%		設置率 e/d	55.6%	
	表示率 c/a		34.0%	表示率 f/d		55.6%

(参考) 【過去5年間の実施率の推移】

(単位: %)

項目	H29	H30	R1	R2	R3
男性向け雑誌 (コーナー設置)	98.5	98.8	97.9	30.7	35.0
男性向け雑誌 (購入等禁止表示)	94.3	97.9	95.8	29.2	34.0
女性向け雑誌 (コーナー設置)	74.2	60.6	73.4	33.3	55.6
女性向け雑誌 (購入等禁止表示)	76.1	63.5	75.9	32.1	55.6

(2) 質屋・古物商等 (20条, 21条)

- ・ 調査した質屋・古物商等48店舗のうち全ての店舗において年齢確認が行われていた。

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	H29	H30	R1	R2	R3
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同意確認の実施	100.0	88.5	90.3	100.0	100.0

(3) がん具刃物等販売店 (12条)

- ・ 調査した有害がん具・刃物取扱店舗150店舗のうち146店舗で販売時の年齢確認が行われていた。(実施率: 97.3%)
- ・ その他商品との区分陳列 (管理) も147店舗で実施されていた。(実施率: 98.0%)
→ 条例規定なし (要望事項)

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	H29	H30	R1	R2	R3
年齢確認	98.8	97.8	94.7	96.8	97.3
区分陳列	95.3	96.1	96.0	97.5	98.0

(4) 深夜営業の興行場等（7条）

ア ゲームセンター（コーナー）

- ・ 調査した風営法適用外のゲームセンター（コーナー）5店舗において、深夜立入禁止表示、年齢確認は適切に行われていた。

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H29	H30	R1	R2	R3
深夜立入禁止表示	100.0	100.0	100.0	88.9	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ インターネットカフェ

- ・ 調査した深夜営業のインターネットカフェ5店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は、全ての店舗で表示されていた。（実施率：100%）
- ・ 青少年使用時のフィルタリングによるインターネットアクセス制限対策は4店舗で実施されていた。（実施率：80.0%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H29	H30	R1	R2	R3
年齢確認	92.3	100.0	100.0	100.0	100.0
深夜立入禁止表示	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フィルタリング導入	76.9	33.3	62.5	100.0	80.0

ウ カラオケボックス

- ・ 調査した深夜営業のカラオケボックス33店舗のうち、全ての店舗で年齢確認が実施されていた。（実施率：100%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は33店舗のうち32店舗で表示されていた。（実施率：97.0%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H29	H30	R1	R2	R3
年齢確認	94.8	100.0	95.8	97.9	100.0
深夜立入禁止表示	97.4	100.0	97.9	97.9	97.0

(5) 携帯ショップ等（26条，26条の2）

- ・ 調査した携帯ショップ等98店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100%）
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明は、全ての店舗で実施されていた。（実施率：100%）
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書（電子媒体可）の保存は98店舗のうち97店舗で実施されていた。（実施率：99.0%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H29	H30	R1	R2	R3
年齢確認	—	—	100.0	100.0	100.0
書面による説明	—	—	98.7	100.0	100.0
不要申出書の適正な保存	—	—	96.2	100.0	99.0

4 調査結果のまとめ

- (1) 令和3年度立入調査では、昨年度7割の店舗で成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった県内コンビニエンスストアを中心に立入調査を実施した。
- ・ 男性向け成人雑誌の区分陳列・購入禁止表示について、6割から7割の店舗で適正な実施がなされていなかったが、昨年度と比較し、約5ポイント実施割合が増加している。
 - ・ 女性向け成人雑誌の区分陳列・購入禁止表示について、4割から5割の店舗で適正な実施がなされていなかったが、昨年度と比較し、約20ポイント実施割合が増加している。
 - ・ 区分陳列・購入禁止表示の不適切な店舗のほとんどが有害図書等について十分認知していない傾向があった。
- (2) その他の調査対象店舗については、著しく青少年に悪影響を与えているような問題点や目新しい問題点は認められず、概ね良好であったが、一部の店舗において、以下のような問題点があった。
- ・ がん具刃物等販売店において、年齢確認が行われていない店舗がある。
 - ・ 図書等自動販売機において届出済証の表示が適正でないものがある。
 - ・ 深夜に営業を行う映画館及びカラオケボックスにおいて、深夜立入禁止表示が行われていない店舗がある。
 - ・ 携帯ショップにおいて、フィルタリングサービス等不要申出書の保存がなされていない店舗がある。

これらの店舗に対しては、チラシの配布や再調査を行うなどして、引き続き改善を促していく。